

National Association of Crime Victims and Surviving Families  
NAVS

## ニュース・レター

VOL.18 2004.5.25

E-mail [asunokai@navs.jp](mailto:asunokai@navs.jp) URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8694  
東京中央郵便局私書箱1646号

TEL: 03-5319-1773  
FAX: 03-5319-1774

VOICE

### 司法制度改革関連法案提出について思うこと

幹事 本村 洋

政府の司法制度改革推進本部は、司法制度改革関連法案（10法案）を平成16年2月27日に閣議決定し、同3月2日平成16年度通常国会に提出した。

政府による司法制度改革は、「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議すること」を目的に司法制度改革審議会により、平成11年7月27日から審議が開始し、平成13年6月12日までの2年間に亘り63回もの会議が実施されている。

その後、平成13年12月1日に司法制度改革推進本部が内閣に置かれ、本国会の法案提出に至っている。実際に4年以上の歳月を費やし審議され、その間に内閣総理大臣は小渕内閣、森内閣、小泉内閣と3代にも移り変わっている。

あすの会発足前から開始されていた全63回にも及ぶ司法制度改革審議会の議事録は、インターネット上で公開されており、誰でも議事録を閲覧することができる。

私もこの議事録を眺めてみたが、犯罪被害者の問題について議論を行った形跡は残念ながらほとんど見当たらぬ。

よって、本国会に提出された司法制度改革関連法案についても犯罪被害者の問題については触れられていないものだと半ば諦めて法案概要を眺めていたが、本国会に提出された司法制度改革関連10法案の一つに「総合法律支援法案」があり、この中に犯罪被害者のことについて下記のように書かれているのを発見した。以下に、原文を紹介する。（被害者等の援助等に係る態勢の充実）／「犯罪被害者等が刑事手続に適切に関与するとともに、

犯罪被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るために他の犯罪被害者等の援助に関する制度を十分に利用することができる態勢の充実が図られなければならない。」

今回の司法制度改革の最大のテーマである裁判員制度導入のように具体的な内容については明示されてはいないが、犯罪被害者の支援に関する事柄が明記されたことには違いない。これは、大きな前進である。

あすの会が発足して4年が経過し、その足跡については前号のVOICEで岡村代表幹事が書かれている通りで、各地でのシンポジウム開催や欧州調査団の派遣、全国での署名活動の実施、そして数十万万名分の署名の小泉総理大臣へ直接提出など、積極的に犯罪被害者の悲痛な実態と法の不備を訴えてきた。あすの会の活動がなければ、犯罪被害者の問題は忘れられた存在のままで、司法制度改革関連法案に触れられることもなかつたであろう。

我々の活動が、今回の司法制度改革関連法案に犯罪被害者の支援に関わる一文を捻じ込んだと私は信じて疑わない。それと同時に、これまでの会員の皆様のご努力と会員以外の方々のご支援、ご協力に感謝の念を抱かずにはいられない。

本国会に提出された司法制度改革関連法案が、犯罪被害者にとっても社会全体にとっても有意義なものになることを切望している。

これまで私は、犯罪被害者の法的な権利確立に向けて講演を行ってきた。最近では、被害者には法的権利が何ら認められていないことが浸透してきた感触を得ている。一方で、経済的な問題について多くの方は、民事裁判を起こせば経済的に犯罪被害者が困窮することがないと思われているようである。よって、本年は、経済的な問題についても議論幅を広げるため尽力する所存である。

## TOPICS

### 日本司法支援センターによる犯罪被害者支援について

#### ――――――『総合法律支援法案より』――――――

弁護士 白井 孝一

1. いま国会において総合法律支援法案が審議されていることはご承知の方も多いと思います。これは、公費による市民への法律的サービスを行うにあたり、「日本司法支援センター」(以下単にセンターという)という独立行政法人を設立し、このセンターで弁護士や司法書士などの法的サービスを受けられるようにするものです。

そして、このセンターが行う業務のなかに犯罪被害者支援業務が独立の項目として入れられています。この法案の中では、犯罪被害者支援に関する定めは大きく分けて3つの方法により定められています。

2. その第一は、犯罪被害者援助の本来業務として定められているものです。

法案では次のように定められています。(当初の案文から国会で修正されている内容も含む)

「被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるように配慮しなければならない。」

イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減をはかるための制度  
その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの

ロ 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの(第三〇条第一項五号)

これによると、このセンターが行う犯罪被害者支援業務は「情報、資料の収集、整理」と「その提供」ということで、犯罪被害者支援弁護士の紹介などもその一環として行われるというものです。これを「本来業務」と呼んでいます。ここでは、あくまで情報提供が主眼です。

3. 業務の第二は、委託業務方式による定めです。

法案では次のように定められています。

「支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、民法第三四条の法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、次の業務を行うことができる。」

一 その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること。

二 前号の業務に付帯する業務を行うこと。(第三〇条第二項)

これによるとセンターが国などから被害者援助の委託を受けて、これをセンターと契約をしている弁護士に取り扱わせて被害者援助をすることができるようになっています。

たとえば、センターが国から犯罪被害者支援の委託をうけ、これを各地の弁護士会の犯罪被害者支援委員会の弁護士あるいは弁護士会と契約を結び、研修を受けている犯罪被害者支援に精通した弁護士に支援活動を行わせる体制を整えることができるようになります。

そうすると、犯罪被害者はセンターの公的費用でセンターの契約弁護士に一定の支援活動をしてもらふことができる可能性があります。ここで、「できる可能性」といったのは、この内容が「業務方法書」で定められることになっていて、法案上からは明確になつてないからです。

被害者がセンターに頼んだら一体どんな支援弁護を受けられるのか、その費用はどうなるのか、といったことがまるではっきりしていないのです。そこで、現在、日弁連犯罪被害者支援委員会では、できるだけ内容豊富な犯罪被害者支援弁護を公的費用で受けられるようにするために、プロジェクト

チームをつくって、具体的なプランを作成中です。どんな業務を犯罪被害者支援弁護として定めるか、弁護士に対する全国統一した研修マニュアルはどうするかなど、いろいろ検討しています。ぜひ、あすの会のご意見もどしどし日弁連にお寄せください。

#### 4. 業務の第三は、民事法律扶助による方式です。(第三〇条第一項二号)

これは現在行われている、民事法律扶助法による民事裁判や調停などを利用する時に資力のない人にその費用を立て替える制度をセンターで行うようにするものです。しかし、現在の民事法律扶助法では、犯罪被害者が損害賠償の訴訟や調停をする場合に限られ、告訴、検察審査会申立、法廷等付添い、意見陳述の援助、記録の閲覧・譲写説明、マスコミ対策、検察官や警察官との連絡、犯罪被害者給付制度の利用など犯罪被害者支援弁護は含まれていません。そのために、新しくできるセンターに民事法律扶助が移行しても、これらの犯罪被害者支援弁護は含まれないことになってしまうおそれがあります。

では現在はどうしているかというと、これらの犯罪被害者支援弁護は弁護士会の法律扶助協会が日本財団からの援助金や贖罪寄付などを資金におこなっている自主事業によって行っているのです。ですから、もしこれがセンターへの移行により廃止されてしまうと、犯罪被害者支援弁護への資金援助は全くなくなってしまい、現在よりも後退した状態となってしまいます。

ですから、日弁連ではこの点も鋭く指摘して、このような後退は絶対に許されないので必ずいかかの方式によりセンター業務として実現できるように、国会に働きかけて行く予定です。

#### 5. このように、司法支援センター方式による犯罪被害者支援弁護の内容は、法律ができただけではほとんど不確定なものですから、いまから内容設定が非常に大切となります。

あすの会をはじめ、各地の支援組織、弁護士会など関係諸団体が一致協力してよりよい内容の公的犯罪被害者支援制度を作るため奮闘していきましょう。

※注 法案は4月27日に衆議院本会議を全会一致で通過し付帯決議がつけられました。その中には、『十全の財政措置を含む必要な措置を講ずるよう努めること』という財政措置項目と、『国民的法的ニーズに応えられるよう常に見直しを行うこと』という見直し項目が入っています。

#### 署名活動終了の報告

平成16年4月30日をもちまして犯罪被害者のための刑事司法を実現する目的の署名活動を終了いたしました。おかげさまで全国から54万枚分のご署名を頂戴いたしました。多くのご署名をいただき感謝申し上げます。

署名済み用紙がまだお手元にございましたら、お手数ながらお早めにご送付いただけますと幸甚でございます。

どうぞ、今後ともあすの会の活動にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

#### — INDEX —

VOICE 司法制度改革関連法案提出について思うこと	1
TOPICS 日本司法支援センターによる犯罪被害者支援について『総合法律支援法案より』	2
おかしいと思いませんか／法律まめ知識	4
新たに 6 地方自治体より、犯罪被害者の権利に関する意見書が国会へ	5
自民党司法制度改革調査会基本法制小委員会の報告／あすの会独自に3研究会発足	6
活動報告	7
集会及び幹事会の報告	8~11
運営の基本・会計／あとがき	12



## 第9回 おかしいと思いませんか

北陸自動車道を乗用車で運行していた人が、後ろから走ってきたスピード違反、居眠り運転のトラックに追突されて死亡し、運転手は業務上過失致死罪で起訴されました。

第2回の公判廷で、証人となった被害者の三男が「人1人を殺して謝罪に来ないのは許せない。是非実刑にしてください」と述べると、裁判長は「人殺しとはなんだ。故意に殺したのではない。事故なんだ。日本語は正しく使いなさい。実刑にするかどうかは私が決めることで、あなたがいう資格はない」といって怒り、30分以上も説教をしました。

第3回公判は被告人の妻の証人尋問が予定されており、被害者の三男はいつものように喪服で黒いネクタイを締め、他の遺族・傍聴人4人は黒っぽいけれども喪服とは全く違う服装で出席しました。

開廷するやいなや裁判長は、「検察官、弁護人合議室へ」と言って消えていきました。

20分くらい後に帰って来ると、裁判長は三男に「その服装は喪服ですね」と確認すると、傍聴人を次々に立たせて、「喪服ではないか」と質問しました。「ビジネススーツです。これで毎日会社へ行っています」「ネクタイは灰色です」「街着です。これで買い物に行っています」「普通の私服です」と全員喪服を否定しましたが、裁判長は「私には喪服に見える。今日の公判は延期します」といって理由も告げずに閉廷しました。

遺族らは、第4回の公判にも同じ服装で出席しました。すると今度はその服装でかまわないということで審理が進められました。

黒い服装では被告人に心理的圧迫を与えるおそれがある、ということだったようですが、被告人や弁護人から異議があつたわけではなく、第1回、第2回の公判では同じ服装だったのになにも言われませんでした。こんな思いつきで行動する独善的な裁判官が今でもいるのです。

おかしいと思いませんか。

法律まめ知識 ⑪

### 仮出獄

刑法は、受刑者に改悛（＝前非を改めて心をいれかえること 広辞苑第5版より）がみられるときは、刑期の3分の1（無期刑のときは10年）を経過した後、仮に出獄を許すことができるとしています。このように、受刑者が刑期の終了前に社会へ戻ることを「仮出獄」といいます。仮出獄中に問題を起こさず刑期の満了日を迎えると、受刑者は、刑を終えたことになります。なお、少年院にも同様の「仮退院」という制度がありますが、仮出獄と異なり、仮退院には時期的な制限がありません。仮出獄、仮退院などを総称して「仮釈放」と呼びます。

仮出獄の具体的な手続は、まず、刑務所内部の審査を経て刑務所長から地方更生保護委員会に対して仮出獄申請が行われます。そして、地方更生保護委員会が受刑者と面接し、保護観察官による調査の結果も参考にして仮出獄の許可・不許可、仮出獄指定日などを決定します。これらの調査、審査を通じて検討されるのは、受刑者の刑務所内での態度、被害弁償の状況、釈放後の生活設計、帰住予定地（身許引受人のいる場所）の環境などです。

受刑者が刑務所を出る理由には、刑期の終了、死亡、恩赦、仮出獄があげられますが、仮出獄によって出る者が、出所者全体の56.1%（平成14年度統計より。以下同じ。）を占めています。初めて服役したという受刑者だけみると、仮出獄率は75.2%にもなります。

仮出獄の時期は、平均すると刑期の81%を終えた頃ですが、初めて服役した受刑者だけでみると少し早まり、刑期の77%を終えた時期になります。

被害者が、加害者の仮出獄指定日や指定帰住地を知らせてもらえるよう、平成13年3月1日より、「被害者等通知制度」が改められました。この制度を利用して通知を受けるためには、あらかじめ検察官に希望を伝えておく必要があります。

## 新たに 6 地方自治体より、犯罪被害者の権利に関する意見書が国会へ

堺市（平成15年9月）、新潟県（同12月）に続き、平成16年3月荒川区議会、大阪府議会、京都府議会、大阪市議会、兵庫県議会、東京都議会（可決日順）にて意見書が可決され、国会へ送られました。京都府、大阪府、大阪市、兵庫県に関しては、関西集会の会員の陳情の成果といえます。あすの会は、これから多くの自治体の『意見書』提出に向けて働きかけを続けていきます。

大阪府、東京都より提出されました意見書（全文）を紹介します。

### 『犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書』

わが国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。このような現状のなか、犯罪被害者とその家族は、大きな痛手を受けながら、時には偏見と好奇にさらされ、正当な援助も受けることなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

一方、加害者に対しては、逮捕以後、医療費や食料費等から国選弁護報酬費まで、高額な費用を国が公費で負担している。

2000（平成12）年5月に、犯罪被害者保護関連法が制定され、被害者の権利行使について、一定の前進は見られるものの、未だ十分なものとはいえない。

国民の誰もが犯罪被害者やその家族になる可能性がある以上、一方的に加害者の人権だけが保護される不公正な扱いを是正し、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の補償や精神的支援など被害回復のための制度を確立することは、国の責務である。

よって国会及び政府は、犯罪被害者のための刑事司法を実現し、犯罪被害者が刑事手続きに参加できる制度を創設し、また、犯罪被害者が刑事裁判のなかで民事上の損害回復ができる制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月24日

大阪府議会議長 森山一正

### 『犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充に関する意見書』

我が国では、年々犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっている。こうした中で、犯罪被害者やその家族は、大きな痛手を受けながら、社会から偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきた。

平成12年に犯罪被害者保護関連二法が制定され、犯罪被害者にも意見陳述の機会や公判記録の閲覧などが認められるようになったが、依然として刑事手続からは排除され、証人への尋問、証拠の提出、被告人への質問や反論などの犯罪被害者にとって切実な関与手段が全く認められていない。

また、犯罪加害者に対し損害賠償請求を行うためには、刑事裁判とは別に民事裁判を提起しなければならず、このことは、犯罪被害者やその家族に対し、犯罪による直接的な被害に加え、更に多大な負担を強いている。

以上のこととは、司法制度上、被疑者や被告人に認められている人権保障と比べると著しく公平を失するものであり、早急に是正されなければならない。

さらに、現行の破産法では悪意で加えた不法行為に基づく債務のみが免責されないこととなっており、このことが犯罪被害者の被害回復に大きな妨げとなっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、犯罪被害者の救済と被害回復制度等の拡充のため、次の事項を早急に実現するよう強く要請する。

- 1 犯罪被害者が刑事手続に参加できるよう訴訟参加の制度を創設すること。
- 2 犯罪被害者が刑事手続に附帯して民事上の損害賠償請求を行うことができるよう附帯私訴の制度を確立すること。
- 3 故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく債務についても破産によって免責されないよう法整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年3月30日

東京都議会議長 内田茂

## 自民党司法制度調査会 基本法制小委員会の報告

「自由民主党政務調査会司法制度調査会経済活動を支える民事・刑事の基本法制に関する小委員会」は、本年2月より犯罪被害者対策についての検討に入りました。委員会は現在までに8回開かれましたが、あすの会も7回出席してきました。2月26日には、岡村代表幹事が意見陳述を行いました。

5月13日(木)の委員会では、上川副委員長から座長試案の報告がありました。試案は、犯罪被害者支援の遅れを取り戻すべく、支援の必要性(意義)を示す6項目と基本的な考え方を示す5項目からなる総論部分と、各論にあたる意見・要望73項目を、司法手続、経済損失回復、身体・精神的損害回復、被害者支援ネット、被害者基本法の5部門に分類した部分から構成されています。この試案は、事前に犯罪被害者からのヒアリングを実施するなど周到な準備のもとに作成されただけに、委員会での議論も含め、広範囲にわたって的確にまとめられたものになっています(上川副委員長は、当会会員とも懇談の場を設け、熱心に話を聞いてくださいました)。

今後はこれをたたき台として、更に意見、要望があればそれを追加し議論を重ね、犯罪被害者基本法と併せて、6月上旬に中間報告書として取りまとめられる予定です。

委員会の席上、保岡司法制度調査会会长から、憲法改正問題委員会では、犯罪被害者の権利を憲法に取り入れることについても検討がなされている旨の発言がありました。また、塩崎委員長からは、法務省が現在推進しようとしている司法ネットにおける被害者に対するサービスが、ネットへの接続程度にとどまっていることの再確認がなされ、法務省から被害者の権利が確立していない現状では、その程度のことになるとまざるを得ない旨の回答がありました。

議員の中には「犯罪被害者基本法」ではなく「犯罪被害者支援基本法」の方が望ましいとの発言がありましたが、「支援法」ではなく「基本法」であるべきだと思います。

全国被害者支援ネットワークの山上会長からは、犯罪被害者支援のための財政支援を要望する文書が席上配布され、また被害者支援都民センターの大久保事務局長からは、被害者の気持ちを知って二度と罪を犯さないために、「命のメッセージ展」を加害者のいる施設で実施したい旨の発言がありました。

あすの会では、検討の結果、

- 1 刑事司法は公の秩序維持(公益)のためだけでなく、犯罪被害者のためにも存在するという理念を明確にする。
- 2 仮釈放(仮退院・仮出獄など)中の犯罪について、国家賠償をする制度を作るべきではないか。
- 3 重大事件の出院者、刑期満了者については、最初の帰住先だけではなく、生涯にわたり国が住所を把握して、被害者が必要に応じてその情報を受けうるようすべきである。
- 4 犯給法の支給について、過失犯および親族関係者の犯罪についても適用すべきではないか。
- 5 被害者が民事訴訟を提起するとき、警察署を住所とすることができるようとする。

以上、5項目を追加提案しました。

### 「あすの会」では独自に3研究会を発足させ、活動を始めています

あすの会では、支援してくださる学者や弁護士の方々のご協力により、犯罪被害者の権利を確立するための3つの研究会を立ち上げ、それぞれ要綱や法案の作成を進めています。

「訴訟参加研究会」は、平成15年2月にスタートし、当会のヨーロッパ調査の結果を踏まえ、刑事手続に当事者として参加する訴訟参加制度や、刑事手続の中で損害賠償請求についても審理する附帯私訴の法整備に向けて、議論を煮つめ、高いレベルの要綱作りをしています。

「憲法調査研究会」は、本年3月より、各国の憲法を調査し、わが国の憲法に被害者の権利についてどのような形で導入できるかの研究を推し進めています。

「補償制度研究会」は、同4月に発足し、被害者が受けた経済的被害をどう回復するかについて、制度の研究を始めています。

各研究会が作成を進めています要綱や法案は、国が動き出した時のたたき台として大きな存在価値をもつことを目指しています。

## 活動報告

月	日	活動	内容
2	1	第50回街頭署名活動	三重一近鉄四日市駅前
	1	第34回関西集会	
	3	岡村代表幹事講演	NHK放送研修センターにて 「犯罪被害者の人権を考える」(第1回研修)
	4	岡村代表幹事講演・パネルディスカッション	犯罪被害者支援フォーラム in みやざき2004
	4	假谷幹事講演	墨田区教育委員会主催 「犯罪被害者の人権を考える～人権を考える講演会」
	8	本村幹事講演	山口県宇部市川上校区にて
	10	自民党上川陽子衆議院議員来所	岡村代表ほか会員の方から犯罪被害者の現状を説明
	14	本村幹事講演	山口県宇部市藤山校区にて
	19	假谷幹事講演	「東京商工会議所江東支部『役員・評議員会』」
	21	第27回関東集会	
	21	第8回中部集会	
	22	第39回幹事会	
	25	岡本真寿美さん(会員)講演	江迎地区犯罪被害者等支援ネットワーク研修会にて
	26	岡村代表幹事意見陳述	自民党司法制度調査会基本法制小委員会にて
	26	岡村代表幹事講演	NHK放送研修センターにて 「犯罪被害者の人権を考える」(第2回研修)
	27・28	岡本真寿美さん(会員)講演	全国被害者支援ネットワーク春期全国研修会にて
3	4	岡村代表幹事意見陳述	民主党法務部門会議にて
	7	第10回九州集会	
	9	岡村代表幹事ほか出席	自民党司法制度調査会基本法制小委員会
	9	須藤光男さん(会員)講演	渋谷区立代々木中学校にて
	9	本村幹事講演	愛知県警犯罪被害者支援連絡協議会にて 「警察の被害者支援活動に求めること」
	13	第28回関東集会	
	13	関西の会員による人形劇・フリートーク	大阪市立飛鳥人権文化センター主催 「天国からのメッセージ～犯罪被害者は訴える～」
	14	第35回関西集会	
	17	岡村代表幹事ほか出席	自民党司法制度調査会基本法制小委員会 ○
	17	岡村代表幹事 上川陽子衆議院議員と懇談	
	20	関口雄志郎さん(会員)講演	秋田被害者支援センター主催 「犯罪被害者支援フォーラム」
	20	第9回中部集会	
	23	岡村代表幹事ほか出席	自民党司法制度調査会基本法制小委員会
4	24	内村幹事講演	渋谷区立代々木中学校にて
	28	第40回幹事会	
	30	岡村代表幹事ほか出席	自民党司法制度調査会基本法制小委員会
	30	岡村代表幹事ほか5名 東京都議会訪問・石原都知事と懇談	犯罪被害者に関する意見書が全会一致にて可決・国会への上程となる
	4	第36回関西集会	
4	6	岡村代表幹事ほか出席	自民党司法制度調査会基本法制小委員会
	12	岡村代表幹事講演	浄土真宗本願寺派主催「更生保護『公開講座』」
	17	第29回関東集会	
	17	第10回中部集会	
4	25	第41回幹事会	

## 関東集会の報告

第26回関東集会 平成16年 1月17日（土） 参加者25名（会員17名）

数名の会員による近状報告の後、現在国家賠償請求係争中の会員の方より、裁判の難しさと被害者の遺族を苦しめている実情を話していただきました。

「現在国賠の係争中のご家族数軒とは連絡を取り合い、情報の交換を通して少しでも裁判を有利に運んで頂き、これからも起こるであろう組織犯罪を阻止することが、今の私たちの務めであると考えております。これまでに出された判例をみると、警察による権限不行使の違法性と過失については、警察が捜査をしなかったことは著しく不合理で違法であるとして、認めてはおります。しかし、警察官の権限不行使の過失と、被害者が殺害された事との因果関係については、これまでの司法では認めようとしてこなかったのです。警察法第一章・第二条には、警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする、とあります。この責務違反によって被害者の尊い命が奪われている現状で、因果関係を除外した司法のもとで、子供たちから孫へと安全な未来を与えることは出来ないのです。裁判官の意識改革を強く望みます。今般、警察の裏金疑惑が表面化しておりますが、自ら膾を出し切り、襟を正すよう警察に改革を要望して参りたいと思います」と、ご自分の事件の裁判をとおして警察のあり方などを話されました。

第27回関東集会 平成16年 2月21日（土） 参加者30名（会員18名）

今回の集会は少年犯罪シリーズの3回目です。以前からお願いしておりました多摩少年院の次長に「少年院の教育について」講演をしていただきました。

多摩少年院は中等少年院で、16歳以上20歳未満の184名が施設に入っていて、一人一人の生徒を個別に教育し、社会復帰を目指して日々教育しているようです。特に人との関係の中でコミュニケーション能力を重視し、集団生活を送れる様に育成しているとの事でした。

しかしながら、再犯防止にも繋がるはずの被害者に関する教育がカリキュラムの中に入っていない事に、愕然としました。被害者の心情を理解しなければ、自分がした事の重大さを認識できずに、出所するのではないかでしょうか。また、その様な少年の親に対して、何もなされない現実を見て、犯罪の抑止には程遠いと痛感しました。少年院の教員も実際に被害者の実情を知らずに指導をされている様です。少年犯罪は年々凶悪化している事をもっと認識して、抜本的な犯罪抑止活動を声にして、唱えていかないと一層思いました。また、テレビでは、少年院の実態を放映していますが、自分の犯した罪をどうやって償つて行けばいいのかをもっと掘り下げ放送してほしいと思いました。

第28回関東集会 平成16年 3月13日（土） 参加者30名（会員17名）

まず、関西の会員が行っている人形劇「悲しみの果てに一絶望」をビデオ鑑賞しました。主人公は一人娘を殺されたご夫婦です。被害者になって初めて思い知られた、マスコミや被害者不在の裁判制度による二次被害を克明に描き出した作品でした。内容に自らの経験を重ねる方もいらしたようです。

次に幹事から、幹事会および議員や政党への働きかけについての報告がありました。国による補償や基本法創設の必要性を訴えるなど、会員からのさまざまな要望が代表や幹事によって伝えられたそうです。

その後、「被害者にとっての<癒し>とは？」をテーマに議論がなされ、意見や思いを語り合いました。久しぶりに来てくださった会員の方もいて、死刑制度にも言及した活発な話し合いとなりました。やはり、現在の裁判制度や法が変わること、補償制度などが整備されること、そして、被害者の権利が確立されることが第一だと感じざるを得ませんでした。

<次回以降のおしらせ>

6月19日（土） 13時～17時 ホテルフロラシオン青山 2階「梅の間」

港区南青山4-17-58 TEL(03)3403-1541

会費 1,000円

☆関東集会は、7月と8月はお休みとなります。

## 関西集会の報告

**第3.3回関西集会 平成16年 1月11日（日） 参加者37名（会員27名）**

日弁連の犯罪被害者支援委員会に所属されている杉本吉史弁護士（大阪弁護士会）をお招きし、弁護士会の犯罪被害者支援についてお話しいただきました。

各地の弁護士会には、犯罪被害者支援センターを設置していたり、被害者版当番弁護士制度を設けたりしているところがあることや、被害者に関する提言や決議を行っていること（平成15年の日弁連人権大会では、「犯罪被害者基本法」制定・民間支援団体の援助・公費による弁護士支援制度の設置を求めるなどの大会決議が採択）などについて話されました。

また、大阪弁護士会の犯罪被害者支援センターでは、電話および面接による相談を行っており、主に刑事手続・犯給法・法律制度全般についての説明やマスコミ対応上の助言等をしているとのことでした。そのほか、研修・広報活動を行い、外部機関と連携をとっているとのお話をしました。

**第3.4回関西集会 平成16年 2月 1日（日） 参加者24名（会員21名）**

司法解剖で負担させられた金額について、各遺族が当時の領収書を持ち寄り、会員で検討・分析しました。県単位で少しずつ負担にばらつきがあることが判りました。ただ皆事件当時の混乱の中でこうした費用に気がまわらず、今回の議題で初めて見直したという会員もいました。

神戸少年A事件の犯人について関心が高まっていたので、少年法の見直し案についても各自の意見を交換し、特に少年事件の出院情報の公開が必要である事について話し合いました。

寺田会員の犯人情報収集のビラ配りと同時に街頭署名も行う事となりその具体化について、および草刈会員の懸賞金付き情報収集の日程等を決めました。

兵庫の高松会員が続けてきた支援傍聴の活動が、シチズン時計株式会社の「2003年度シチズン・オブ・ザ・イヤー」に選ばれ、1月27日に表彰されました。その報告をご当地人にいただきました。

**第3.5回関西集会 平成16年 3月14日（日） 参加者35名（会員26名）**

映画「裁判員制度」を上映後、大阪弁護士会よりお招きした笠松健一弁護士よりこの制度についての説明および質疑応答が行われました。過去、日本には陪審員制度があったこと、民主主義とは「裁判にも国民が参加する」事が原則というお話をから始まり、かなり詳しい説明をしていただきました。会員からは、一般市民の参加よりも、まずは被害者の裁判参加の方が優先ではないかとの意見や、一般市民の参加で刑が軽くなるおそれがあるのではないか等、活発な意見交換が行われました。

3月3日午後3時同時に、京都府・大阪府・兵庫県議会議長に、また同8日には大阪市議会議長あてに地方自治法99条に基づく意見書提出を求める陳情を行いました。

新聞・テレビで大きくとりあげられ、一般社会の方々にも、そして議員の方々にも犯罪被害者のおかれている状況がわかつてもらえたのではないかと思います。

その経過報告および、陳情方法の説明・陳情の重要性について話し合いました。

（この陳情の成果として、早速これらの4地方自治体より、意見書が国会へ送られました。）

＜次回以降のお知らせ＞

6月13日（日）、7月4日（日）、8月1日（日） 13時～17時

クレオ大阪西 大阪市此花区西九条6-1-20 TEL（06）6460-7800

会費 1,000円

## 中部集会の報告

**第7回中部集会 平成16年 1月31日（土） 参加者10名（会員9名）**

今回は2月1日の四日市署名活動に合わせて東京から幹事を含め5名がお手伝いに来ていただけるので、通常の第3土曜日を変更して1月31日に開催しました。簡単な自己紹介から始めたつもりでしたが、久しぶりに各自、自分の事件のことをゆっくり話す機会となつたためか、中部の会員の自己紹介だ

けでも1時間以上かかってしまい、改めて各自の抱えている問題の深さを痛感しました。

その後は、幹事会と署名活動について幹事から報告していただき、2月1日の署名活動の打ち合わせを行いました。ここ1ヶ月の活動報告は特にありませんでした。「愛知県警犯罪被害者対策室」、「被害者サポートセンターあいち」を訪問し、中部集会発足の報告と、今後の支援をお願いしました。愛知県警では、被害者対策室長の木本弘さんから、愛知県も2月の議会で犯罪被害者支援条例を制定する予定であるとの、力強いお言葉をいただきました。

#### **第8回中部集会 平成16年 2月21日（土） 参加者 7名（会員5名、会員家族1名）**

今回、特別に事前準備をしたテーマはありませんでしたが、近況報告の段階で、会員内に事件後、地元からの引越しを余儀なくされた方と、事件後母親を一時的に引き取っている方がいました。いずれも高齢の母親にとっては、今まで住み慣れた地元を離れて、見ず知らずの土地での生活や、一戸建てからマンション暮らしへと、急激な環境変化に適応しなければならない苦労があります。また、それを察して、何とか解決しようとする家族の苦労もあり、そうしたことについて話し合われました。別の参加者で、最近母親が、交通事故が原因で体が不自由になり、介護保険の申請をした方がいましたので、介護保険や介護サービスの内容等の話題で多くの時間が費やされました。身の回りの世話だけではなく、外出の付き添い、話し相手など、心のケアも含めた支援、サービスがあるものの、どれがよいかは自ら探さなくてはならないなど、切実な問題として、その後のお茶会でも2時間ほど話し合いが続きました。

#### **第9回中部集会 平成16年 3月20日（土） 参加者 9名（会員6名、会員家族1名）**

最初に、会員外の集会参加についての再確認を行いました。その結果、事前の参加予定があれば、予め参加予定者に会員外の参加があることを報告しておくこと、場合によっては当日来ていただいても、参加していただけないこともありますることを事前に了承していただくことを決定しました。

その後、自己紹介を、最近の現状報告も含め、多少詳細に行いました。

幹事会報告のあと、今後の中部集会のありかたについて、先日行ったアンケート結果を元に検討しました。その結果、平成16年度は6月、9月、12月、3月を第2日曜日、それ以外を今まで通り第3土曜日として年間計画を立てることになりました。また、会員の中には、たまたま署名活動の時期と、集会を定例化した時期とが一致したことで、マスコミ報道が署名活動のみを強調したためか、「あすの会は、大きな活動をしている団体で参加しにくい」という方もいるという意見が出されました。そのため、中部集会では自助グループ大原則であり、おのれの活動は自主性を重んじることを確認しました。

＜次回以降のお知らせ＞

6月13日（日） 13時～17時 つながれっとNAGOYA（名古屋市男女平等参画推進室）  
名古屋市中区千代田5-18-24 TEL（052）241-0311

## **九州集会の報告**

#### **第10回九州集会 平成16年 3月 7日（日） 参加者10名（会員9名）**

今後の九州集会の活動、運営について、骨子を決めたいと提案し呼びかけたところ、活発な意見が出されました。集会日、場所、その他危惧していた会費に関しても「自分たちの活動だから会費を集めましょう！」と会員の中から声が上がり、色々なことを決めることができ、大変頼もしいと同時にみなさんの熱意が感じられた集会でした。

次回の九州集会で会員の賛同を得たいと思っています。ご協力を願っています。

熊本での自助グループの発足や、全国被害者支援ネットワーク春期全国研修会などの活動報告がありました。また、会員から「研修会、講演会の情報が入ってこない」、「弁護士会、支援センターとの交流会を計画してほしい」、「会員同士で情報交換したい、連絡網を作成してほしい。名簿を作成し配布してほしい」、「会員の掘り起こし、イベントの計画を検討してほしい」等の意見が多数出ました。弁護士会、福岡犯罪被害者支援センターに会員の要望を伝え、次回の集会で2回目の同センターとの交流の機会を設ける運びとなりました。

## &lt;次回以降のお知らせ&gt;

5月29日(土) 14~17時 福岡弁護士会館  
福岡市中央区域内1-1 TEL(092)741-6416

原則として、集会の参加者は会員のみです。  
会員の方で、初めて参加を希望される方は、事務局へご連絡下さい。

## 幹事会の報告

### 第38回幹事会 平成16年 1月18日(日) 出席者11名

被害者の経済的支援と集会組織について議論しました。

あすの会発足から5年目を迎え、運動の一つとして、「被害回復制度の充実」を目指しています。犯罪により日常生活が送れなくなった人々へ、国からの経済的補償を求めるために、外国ではどのような制度があり、どのような支援をしているのか、協力していただける弁護士に諸外国(イギリス、ドイツ、アメリカ等)の犯罪被害者への補償制度の調査をお願いすることになりました。

会では被害者支援の一環として、当初から無料法律相談を行ってきました。現在、被害者問題に理解のある弁護士の方々に、お忙しい中、相談を受けて頂いております。相談が増えてきましたので、さらに数人の弁護士の方々にご協力を願う事になりました。

民事裁判等をおこす場合、刑事記録のコピーは必要不可欠ですが、裁判所での代金は一般と比べると割高で、被害者にとっては大きな経済的負担となっております。料金の見直しをしてもらうよう裁判所などに、値下げ要望書を提出することになりました。

現在、各集会の会員同士の交流があまりありませんが、各集会が連携して問題提起や解決を目指して活動できるように、①少年犯罪 ②精神障害(39条) ③ストーカー ④交通事故 ⑤医療従事者の事件 ⑥未解決の6部会を集会下部組織としてつくる提案が出ました。

「訴訟参加」について各方面(法務省、自由民主党、公明党、日弁連)の動きや、約20の都道府県市町村で犯罪被害者支援条例が制定されているとの報告がありました。

### 第39回幹事会 平成16年 2月22日(日) 出席者11名

犯罪被害者に対して政党が関心を持ち始めました。自民党の司法制度調査会基本法制小委員会副委員長の上川陽子衆議院議員と15名の会員による面談が2月10日に行われ、2月26日に自民党、3月4日に民主党で犯罪被害者の現状を訴え、司法参加をお願いする環境になってきたことが確認されました。さらにそれを促進させるために、各自治体で犯罪被害者の司法参加を促す意見書の採択をお願いし、働きかけることにしました。会員の被害回復・補償制度における実状および問題点を把握するためにアンケートを実施することにしました。

2月1日の四日市での署名活動で全国縦断の署名活動は完了しました。署名数は50万を超えたことが確認されました。その他、假谷幹事の井上嘉浩被告との接見報告と各地の集会報告がありました。

### 第40回幹事会 平成16年 3月28日(日) 出席者10名

今回は主に被害者の権利確立のためのこれから運動方法などを話し合いました。

すでに東京都を含む「8」の地方自治体が地方自治法99条に基づき「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立」を求める意見書を国に提出しています(3月末時点)。署名運動後のあすの会の活動として、全国の市町村に意見書を提出してもらうよう働きかけ、下(市町村)から上(国、総理大臣)への運動をすすめています。全会員に送付されました「犯罪被害者の経済的被害実態調査質問状」がかなりの高率で回収されました。具体的な数字をあげ、補償制度の不備をするとく指摘しているものが多数ありました。これを基にあすの会では、補償制度の充実を求める意見書を国に提出する事としました。

また、各集会報告と会員以外の集会参加について話し合いました。署名運動の足跡、締めくくりとして街頭署名の新聞記事、写真などを本にまとめる事になりました。当日は、関西テレビ・NHKの取材がありました。

**【会員】**

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

**【ボランティア】**

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

**【報道】**

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニュースレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

**寄付金のお振り込み先**

- 郵便局 00170-6-100069 「あすの会」
- 三井住友銀行 丸の内支店 (普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」
- 東京三菱銀行 丸の内支店 (普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

**おねがい**

ニュースレターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。取り上げてほしい記事などがございましたら、お教えください。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。


**法廷付き添い**
**事件を思い出す裁判傍聴に  
私達が付き添います！**

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

**無料法律相談**

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

- PM 1:00 ~ 4:00
- 03-5319-1773


**あとがき**

植物を眺めていると、時とともに決してとどまることのない生育のいとなみに感動し、感謝します。

署名活動終了後、会員の皆さんは、地方自治体への「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立」を求める意見書の提出を働きかける活動へと移行し、とどまることがありません。常に目標の実現に向かい行動を続けていくことが、国を動かす日を迎えるためのいとなみだと信じているように。このことに感動し、感謝します。そして、その日が「あす」であることを祈って18号をお手元にお届けします。